

## 久御山町有料屋外スポーツ基本使用料

【町内】

施設名		使用時間帯		施設使用料	
		5～9月	10～4月	平日	土・日・祝
中央公園	野球場	(7:30) 8:00 ～ 21:00	(8:30) 9:00 ～ 21:00	800円	1,300円
	庭球場 (2面)	7:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	600円	1,000円
河川敷広場	野球場	7:00 ～	(8:30) 9:00 ～	600円	1,000円
	球技場	18:00	17:00		
町民プール前 庭球場 (1面)		3～9月 7:00 ～ 18:00	10～2月 7:00 ～ 17:00	600円	1,000円

- \* 使用料は、1時間あたりの料金です。(照明は30分単位で予約可)
- \* 町内者(久御山町在住・在勤・在学)の人は、基本使用料に定める額を、町内者が過半数いない場合は、町外者となり施設使用料のみ2倍になります。
- \* 庭球場は、1面あたりの単価です。
- \* 大会準備等で( )の時間から使用する場合は、30分の使用料を徴収する。